

法令改正による保険証の廃止に伴い、令和6年12月2日以降
国民健康保険被保険者証（保険証）は
新規発行や再発行ができなくなります

現在お持ちの保険証は、有効期限（令和7年7月末）まで、引き続き使用することができます。

令和6年12月2日以降の取扱いについて

- ・ 新たに医師国保に加入する方
- ・ 保険証を紛失した方
- ・ 氏名変更・転居・負担割合の変更などで保険証の記載内容に変更が生じた方
- ・ 70歳の誕生日を迎える方（窓口で負担割合を確認するため）

には、以下のものが交付（郵送）されます。

マイナ保険証	
持っている方	持っていない方
資格情報のお知らせ	資格確認書

※ マイナ保険証として登録されているか確認する方法

登録状況は、マイナポータル「証明書」エリアから開くことができる「健康保険証」ページにて確認できます。登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「登録済」と表示されます。

令和7年8月1日以降の取扱いについて

医師国保に加入している方へは、令和7年7月中に正組合員あて、「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」が郵送されます。以下の方には申請することなく資格確認書が交付されます。

- ・ マイナンバーカードを取得していない
- ・ マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録をしていない
- ・ マイナンバーカードの電子証明書やカード本体の有効期限切れ

マイナ保険証 とは

マイナンバーカードを保険証として利用できるよう登録したものです。

資格情報のお知らせ とは

マイナ保険証を持っている方に、医師国保の資格情報（保険証の記載内容とほぼ同じ内容）を記載した A4 サイズの紙で交付します。このお知らせだけでは受診できませんので、医療機関にはマイナ保険証を提示してください。

資格確認書 とは

マイナ保険証を持っていない方に、従来の保険証の代わりになるものとして保険証と同一のカードサイズで交付します。医療機関に提示することで受診できます。



マイナ保険証の登録/マイナポータル

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

静岡県医師国民健康保険組合

TEL 054-246-2831

E-mail kokuho@jim.shizuoka.med.or.jp



医師国保 HP はこちら⇒

